

**東アジア文化都市2017京都オープニング事業
(開会式典及びレセプションの演出)に係る運營業務の仕様書**

1 委託業務名称

東アジア文化都市2017京都オープニング事業(開催式典及びレセプションの演出)に係る運營業務

2 履行期間

契約の日から平成29年3月15日まで

3 委託料上限額

25,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 委託料の支払い条件

委託事務履行確認後に委託料を支払う。

5 業務概要

(1) 日時(予定)

ア 開会式典 平成29年2月18日(土)午後

イ レセプション 平成29年2月18日(土)夕刻

(2) 主催等

東アジア文化都市2017京都実行委員会、京都市、文化庁(共催)

(3) 事業内容

東アジア文化都市2017京都の開幕に当たり、以下の事業を実施する。

ア 開会式典

長沙市(中国)、大邱広域市(韓国)の代表等が参加する開会セレモニーを開催。日中韓の各開催都市の文化芸術を紹介する舞台公演や、京都ゆかりのアーティストをゲストに招いたコンサート等を実施する。会場は、ロームシアター京都メインホールを想定(東アジア文化都市2017京都実行委員会(以下「本委員会」という。)にて、メインホール及びサウスホール、会議室1、会議室2を確保している。)。参加者は招待者及び一般参加者とする(参加費無料)。

イ レセプションの演出

各開催都市の代表等を歓迎するレセプション(招待制)において、京都の伝統的な文化芸術を紹介する演出や設えを行う。会場は、京都市内のホテル(100名~200名)を想定。

6 委託業務内容

(1) 開会式典

ア 企画

開会式典の企画に当たっては、以下の条件を含めること。

(ア) オープニング演奏(京都市交響楽団による弦楽アンサンブル)

(イ) 主催者・来賓挨拶(日中韓の代表者を含む)

(ウ) 日中韓開催都市の紹介

①各都市のPR映像の放映(映像は各都市から提供)

②1都市につき15~20分程度の舞台公演を予定

(エ) 開会宣言及び開催都市代表等によるフォトセッション

(オ) 「くるり」によるコンサート

(カ) いけばなによる会場の装飾や日中韓の3都市を紹介するパネルの製作、展示（日中韓3箇国語）

イ 事前準備

(ア) 出演者の手配、連絡調整

(イ) 参加者への事前連絡（通知・発送業務）及び当日受付事務（募集は本委員会にて実施）

(ウ) 日中韓各都市を紹介するパネル、会場及び周辺での誘導案内看板（サイン、席札、立看板等）の製作、設置

(エ) 会場運営及び舞台運営に必要な事前リハーサル等の調整

(オ) 中国及び韓国の来賓者及び文化使節団との協議や誘導等に必要な通訳の手配（前日及び当日）

(カ) 式典でスクリーン等に投影する中韓代表者の挨拶文の翻訳（中国語、韓国語→日本語）及びスライド等の製作等

(キ) 配付資料準備事務（当日のプログラム※の作成、印刷、同封チラシ等の袋詰め作業を含む。）

※A3二つ折り（日中韓表記）/コート紙・両面カラー刷り/2,200部

※校正は本委員会が校了するまで行う。

※本事業の周知ポスターの作成等は本運営業務には含まない。

※意匠については、本委員会の広報デザインディレクターと協議し製作すること。

(ク) 文字の翻訳に関する一切のこと。

ウ 会場運営

(ア) 参加者の受付（来場者数の把握を含む）及び誘導、安全対策等の会場運営に係る一切のこと。

(イ) 警護対象の要人が出席する場合、全参加者及び出演者に対して手荷物検査等のセキュリティチェックを実施すること。

(ウ) レセプション参加者のバス乗車場までの誘導（バスは別途手配）

エ 舞台運営

(ア) 出演者の誘導、時間調整等の管理、出演者及び関係者への飲料水、軽食等を提供すること。

(イ) 司会者、進行ディレクター及びアシスタントディレクター（2～3名）、テクニカルディレクター（2～3名）※、運営スタッフ等の配置及び連絡調整

※司会者及び（照明、音響、映像等の）テクニカルディレクターの選定に当たっては、本委員会と事前に協議すること。

(ウ) 各演目での音響、照明、映像等のオペレーションなど舞台運営に係る一切のこと。

オ 託児サービス

ロームシアター京都の館内（会議室1を想定）における託児サービスの手配（5歳以下の就学前児童、15名程度）

カ アンケート

アンケートの作成、配布、回収及び集計。内容については事前に本委員会と協議すること。

キ その他

開会式典の出演料等については次の額を目安として積算のこと。

a) 京都市交響楽団による弦楽アンサンブル及び日本の舞台公演並びに「くるり」によるコンサート：6,150,000円

b) 司会者：100,000円

※上記は、税金等（消費税、源泉徴収分等）を含まない額とする。

※中韓の公演の出演料は計上しない。

(2) レセプション会場の演出

ア 演出

(ア) 笹岡隆甫氏プロデュースによるレセプション会場の演出の打ち合わせ

(イ) 事前リハーサル、演出に必要な舞台設営、備品配置、会場の装飾等、出演者（舞妓等）の手配などレセプション会場の演出に係る一切のこと。

※レセプションの催しは冒頭の20分～30分程度を想定。

イ その他

レセプションの出演料等については次の額を目安として積算のこと。

企画、演出、舞台設営、出演者（舞妓等）の手配等に係る経費：2,500,000円

※上記は、税金等（消費税、源泉徴収分等）を含まない額とする。

(3) 上記5(3)ア、イの2事業すべてに共通する業務

ア 業務全般の統括管理

実施計画書、運営マニュアル（タイムスケジュール、スタッフ配置を含む。）、進行台本、開催会場図面等を作成し、本委員会と密に意思疎通を行いつつ、事前準備から当日の運営、事後の業務までが円滑に実施されるよう、総括管理を行う。

また、レセプションの演出については、笹岡隆甫氏及びホテル、旅行手配受託事業者等と綿密に調整を行い作成すること。

イ 会場設営・撤去・運搬（仕様の考案を含む。）

ウ 設備、機材、備品等の調達及び設置

エ 会場使用料及び設営費の支払事務（ただし、レセプションの会場使用料は除く。）

オ 出演料（旅費含む）、企画料等の支払事務

カ 記録写真及び映像*（開会式典でのフォトセッションを含む。）

※撮影に当たっては、「東アジア文化都市2017京都」のWEB等と連動させるため、本委員会の広報デザインディレクターと協議して進めること。

(4) その他

本業務は、文化庁の委託業務であり、文化庁の事務処理要領に基づき収支決算書を作成するため、支出を証する書類等については適切に保存し、本委員会の求めに応じて提出すること。文化庁委託業務の事務処理についての詳細は、次のウェブサイトを確認すること。

(<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)

7 成果物

本委員会と事前に協議し、東アジア文化都市2017京都オープニング事業の報告書を作成すること。なお、成果物に係る著作権は本委員会に帰属する。

8 受託者は、以下に示すそれぞれの場合に速やかに当該書類を提出すること。

(1) 業務完了時

- | | |
|------------|---------------------|
| ア 業務完了届 | 1部 |
| イ 成果物 | 3部及び電子データ（PDFファイル等） |
| ウ 記録写真及び映像 | 3枚（DVDに記録） |
| エ 請求書 | 1部 |
| オ 振込依頼書 | 1部（必要な場合） |

(2) 提出期限及び提出先

平成29年3月15日までに東アジア文化都市2017京都実行委員会事務局（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内）へ提出すること。

9 業務実施条件

- (1) 原則として、事業に要する経費（委託料）の増額変更は認めない。委託料の範囲において行うものとし、不足金が生じた場合は、受託者の負担とする。
- (2) 委託金額には、出演者の謝金、会場使用料及び当該支払いにかかる手数料等を含む。（ただし、レセプションの会場使用料を除く。）
- (3) 本委員会のロゴマークを印刷物等に掲載すること。
- (4) 開会式典会場として想定しているロームシアター京都での電気工事及び会場設営等については、指定管理事業者と協議すること。
- (5) 開催場所での法令に関する必要な届出については、受託者が必要な書類を作成し、受託において行うものとする。
- (6) 託児サービスの運営については本委員会と協議すること。
- (7) 受託業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を本委員会に提示し承認を得ること。
- (8) 障害者差別解消法の趣旨に基づく合理的配慮を行うこと。
- (9) その他、変更等のある場合は、必ず本委員会と協議し、その指示に従うこと。

10 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

11 その他

- (1) 受託者は、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例を遵守するとともに、本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は、本委員会に帰属することとし、受託者は本委員会の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、協議が調わない場合は本委員会が定めるものとする。